

# 令和 2 年度 豊山町耐震改修促進計画(案)

令和 3 年 3 月

豊山町



# 【 目 次 】

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定及び改訂の背景 .....	1
2. 計画改訂の方針 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 本町における地震被害の想定 .....	4
<b>第2章 計画の基本的事項</b> .....	<b>7</b>
1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物 .....	8
2. 建築物の耐震化の現状と目標 .....	15
<b>第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策</b> .....	<b>21</b>
1. 耐震化及び減災化に向けた役割分担 .....	21
2. 促進体制 .....	22
3. 重点的に耐震化を進める区域の設定 .....	24
4. 関連する安全対策 .....	28
<b>第4章 住宅の耐震化及び減災化促進</b> .....	<b>31</b>
1. 普及・啓発 .....	31
2. 耐震化及び減災化促進のための支援制度 .....	32
3. 低コスト耐震化工法の普及 .....	33
4. 地域における耐震化の取り組みの促進 .....	33
5. 公的機関による改修促進支援 .....	34
6. 住宅の改修時の仮住居の提供 .....	34
7. 豊山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定 .....	34
<b>第5章 建築物の耐震化促進</b> .....	<b>35</b>
1. 町が所有する建築物の耐震化促進 .....	35
2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化 .....	36
3. 耐震改修の認定体制の整備（認定申請の促進） .....	36
4. 民間建築物の耐震化促進のための支援制度 .....	37
<b>第6章 計画達成に向けて</b> .....	<b>39</b>
<b>参考資料</b> .....	<b>41</b>
1. 関係法令等 .....	41
2. 町の補助制度 .....	51



# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定及び改訂の背景

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災／平成7年1月発生：M7.3・震度7）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。このような甚大な被害については、倒壊した住宅等からの出火・延焼による多くの住宅・建築物への被害の拡大や、倒壊によって道路が塞がれたことによるスムーズな消火・救援・避難活動への支障が大きく影響しています。



阪神・淡路大震災被災後の状況

資料：「阪神・淡路大震災復興誌」（総理府  
阪神・淡路復興対策本部事務局発行）

その後も、新潟県中越地震（平成16年10月発生：M6.8・震度7）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生：M7・震度6弱）、能登半島地震（平成19年3月発生：M6.9・震度6強）、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生：M6.8・震度6強）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災／平成23年3月発生：M9.0・震度7）、熊本地震（平成28年4月発生：M6.5・震度7）、大阪府北部地震（平成30年6月発生：M6.1・震度6弱）、そして北海道胆振東部地震（平成30年9月発生：M6.7・震度7）など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

特に、東海地方では南海トラフ地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。豊山町（以下「本町」という。）も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性の高い地域になっており、大規模地震に際し住宅や建築物の倒壊を防ぐために、耐震性を的確に把握し必要に応じて耐震改修等を行うなど、いわゆる耐震化が重要となります。

このような背景のもと、兵庫県南部地震を受けて同年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）は、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に改正され、各地方公共団体において計画的な耐震化を進めるため「建築物耐震改修促進計画」の策定が進められてきました。本町においても、平成19年度に「豊山町耐震改修促進計画」を策定し、公共建築物の耐震性の確保・向上と一般建築物の耐震性促進に取り組んできました。

しかし、その後の東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、中央防災会議では、東海・東南海・南海地震が同時に発生する場合の三連動地震について、これまでの被害想定を見直すなど、大規模地震の発生に備えた広域的防災対策が検討されており、国土交通省中部地方整備局でも、宮崎県沖の日向灘、海溝「南海トラフ」沿いの海溝軸を震源域に加えた五連動地震の想定を検討するなど、東海・東南海地震を上回る規模の連動地震の想定が各種関係機関で進められています。

そこで、「豊山町耐震改修促進計画」については、建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、町民のみなさんの生命や財産を守るため、耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、「愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2030—」（以下「県計画」という。）計画との整合を図りながら計画内容を検証し、本町の耐震化及び減災化の指針として改訂を行うこととしました。

## 2. 計画改訂の方針

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月26日国土交通省告示第184号）では、東海地震、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額について、これを被害想定から半減させるために、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成17年当時の75%を、10年後の平成27年までに9割以上にすることを目標としていました。

本町では、平成20年3月の策定時で平成27年度までに住宅の耐震化の目標を90%、平成28年3月の改訂時で令和2年度までに住宅の耐震化の目標を95%と定め、これに基づく取り組みを進めてきました。

しかし、国及び県においても、耐震化率は上がってきているものの、令和2年度末の住宅の耐震化の目標95%の達成が困難と想定し、現状を踏まえ更なる耐震化に向けた取り組みを進めていくことが必要としました。

このような背景を踏まえ、本町では、以下の改訂方針のもと、「豊山町耐震改修促進計画」の改訂を行いました。以下、平成27年度策定の計画を「当初計画」、今回策定する計画を「本計画」といいます。

※ 県計画は平成24年3月に改訂以降、平成26年3月、平成27年7月、令和3年3月に一部改訂を実施しています。

### 【改訂方針】

#### ■前提条件の更新

耐震改修促進法の改正を受けた国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」等を踏まえ、下表のとおり、計画の前提条件を更新します。

改訂項目	当初計画（平成27年度策定）	本計画（令和3年3月改訂）
計画期間	令和2年度	令和12年度
住宅の耐震化の目標	住宅数全体の約95%	住宅数全体概ね解消
特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	多数の者が利用する建築物の耐震化率95%	多数の者が利用する建築物の耐震化概ね解消

※ 令和3年3月改訂の県計画においては、策定時点の耐震性のない特定既存耐震不適格建築物棟数を令和12年度までに1/5に削減する耐震化目標を設定しています。

#### ■耐震改修促進法改正に基づく新たな取り組みの追加

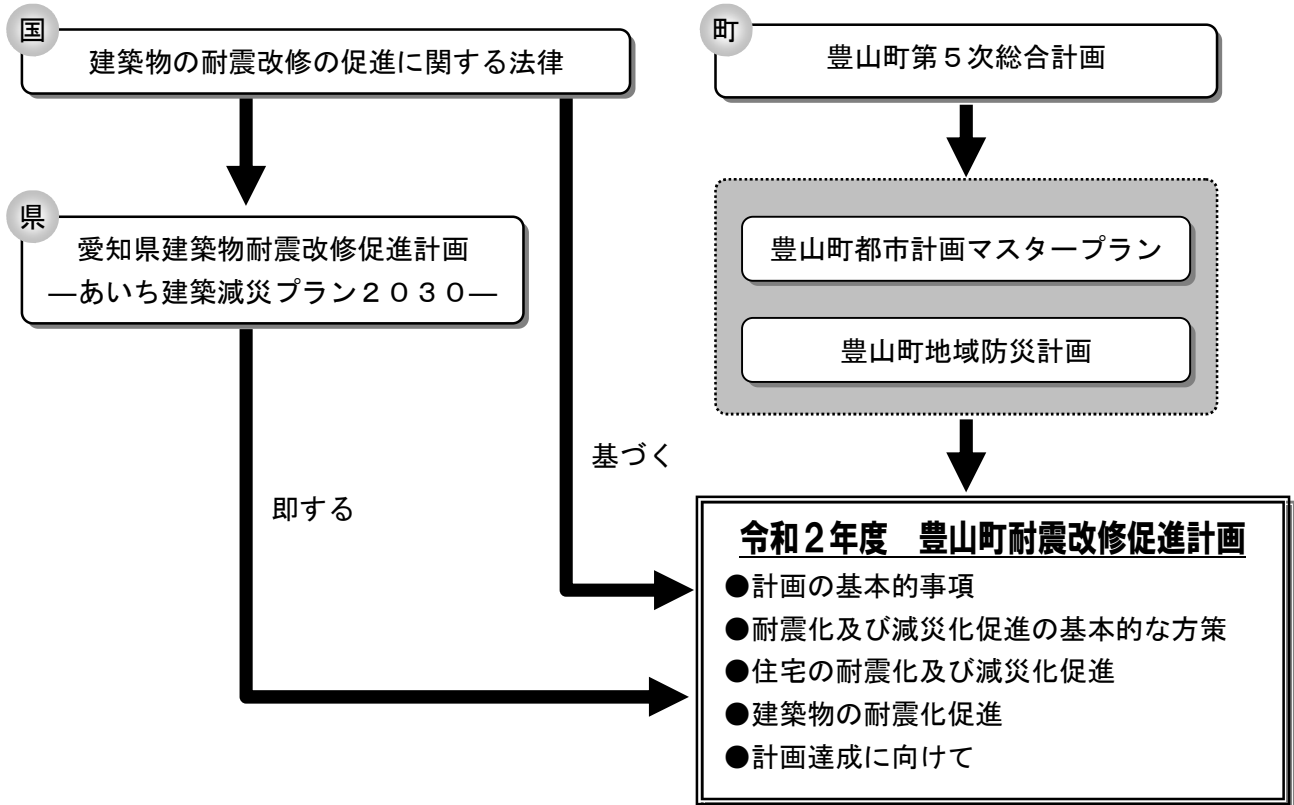
平成31年1月に施行された耐震改修促進法の改正点を踏まえ、本町に必要な取り組み等を追加します。

避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務化

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき、また、県計画に即するとともに、「豊山町第5次総合計画」、「豊山町都市計画マスタープラン」及び「豊山町地域防災計画」を上位・関連計画とし、本町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図 豊山町耐震改修促進計画の位置づけ



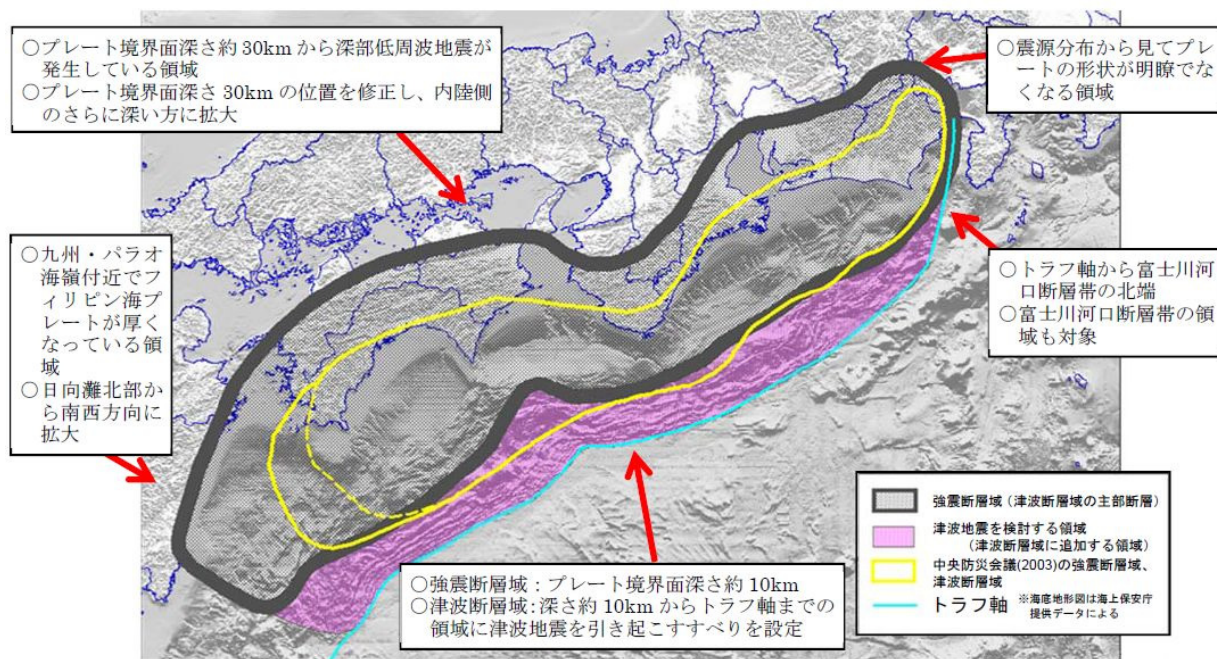
## 4. 本町における地震被害の想定

### (1) 「南海トラフ巨大地震」の想定

新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）、能登半島地震（平成19年3月発生）、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生）、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）、大阪府北部地震（平成30年6月発生）、そして北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）と、近年、大規模地震が頻発しており、我が国において、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

愛知県でも、「東海・東南海・南海3連動地震」に加え、東北地方太平洋沖地震を超える最大クラスの巨大地震・津波をもたらす「南海トラフ巨大地震」の切迫性が指摘されており、その発生確率や被害規模を想定し、対策を講ずべき対象として位置づけられています。

図 南海トラフ巨大地震の想定地震像



資料：南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）【別添資料1】平成25年5月中央防災会議



## (2) 愛知県防災会議による被害想定

愛知県では、内閣府の被害想定に基づき市町村別の被害の試算（平成26年5月公表）を行っています。その想定結果によると、南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものとなっています。

そこで、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生した規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を参考に想定した「過去地震最大モデル」と、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「理論上最大想定モデル」の2つのモデルで被害を想定しています。

また、「過去地震最大モデル」を地震・津波対策の基礎とし、「理論上最大想定モデル」を「命を守る」という観点で補足的に参照するものとし、両モデルとも震度は知多半島、渥美半島など広い範囲で震度7と想定しています。

本町については、「過去地震最大モデル」において、町内の概ね全域を震度6弱、「理論上最大想定モデル」において、地震による被害建物棟数の合計を約200棟と予測しています。

図 震度分布(※)  
「理論上最大想定モデル」による想定  
(陸側ケース)

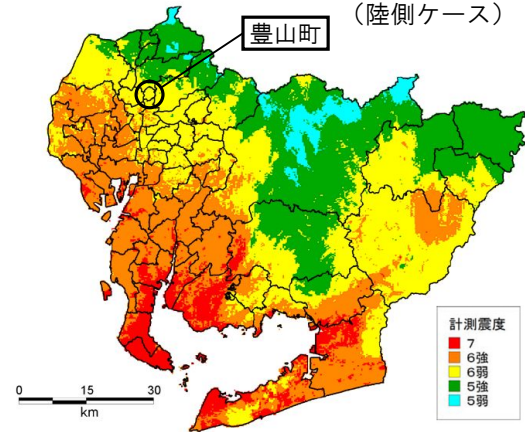


図 液状化危険度分布(※)  
「理論上最大想定モデル」による想定  
(陸側ケース)

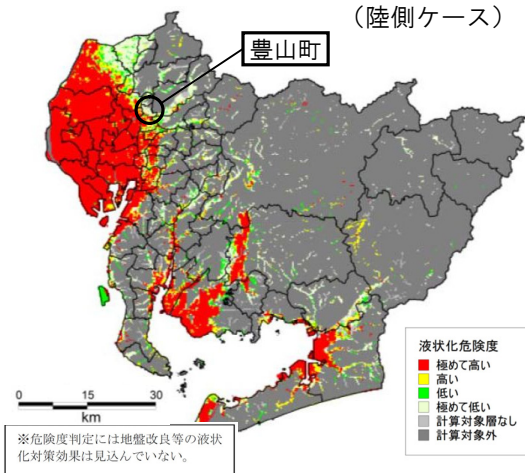


表 人的被害想定(死者数)(※)

\* 被害僅か(5未満)

	建物倒壊等	浸水・津波		火災	合計
		(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)		
理論上最大想定モデル	*	*	*	*	*
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*

表 建物被害想定(全壊・焼失棟数)(※)

\* 被害僅か(5未満)

	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
理論上最大想定モデル	約40棟	*	*	*	約100棟	約200棟
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*

※ 「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月愛知県防災会議地震部会資料）

- 理論上最大想定モデル：南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもの
- 過去地震最大モデル：南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたもの
- 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

### (3) 愛知県防災会議の予測を受けた本町の被害予測

愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月）における本町の被害予測に対し、同調査において250mメッシュで計測した想定震度を、本町内の微地形及び地形分類の分布状況を考慮しながら50mメッシュで震度分布を見直した結果、概ね町内全域で6弱と予測した震度については、以下に示す地域間の差があるものと予測しています。

図 理論上最大想定モデルの震度分布

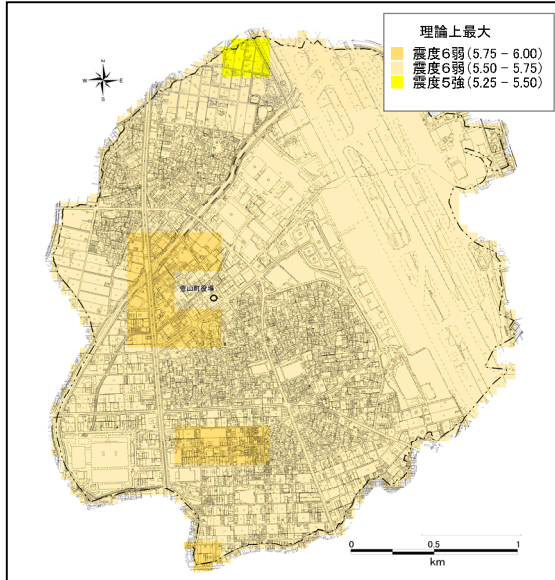
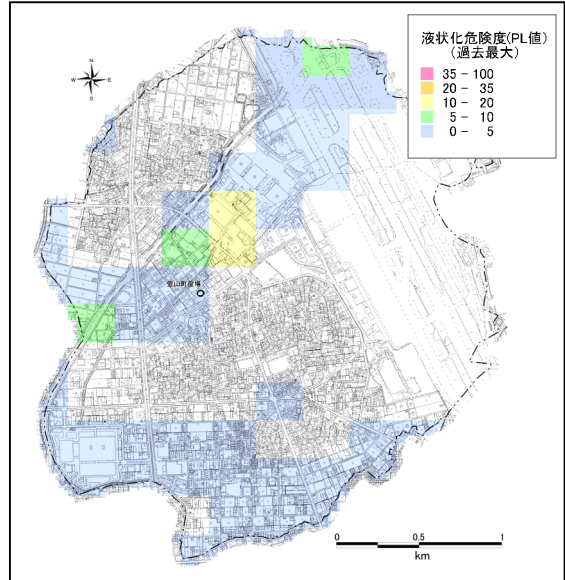
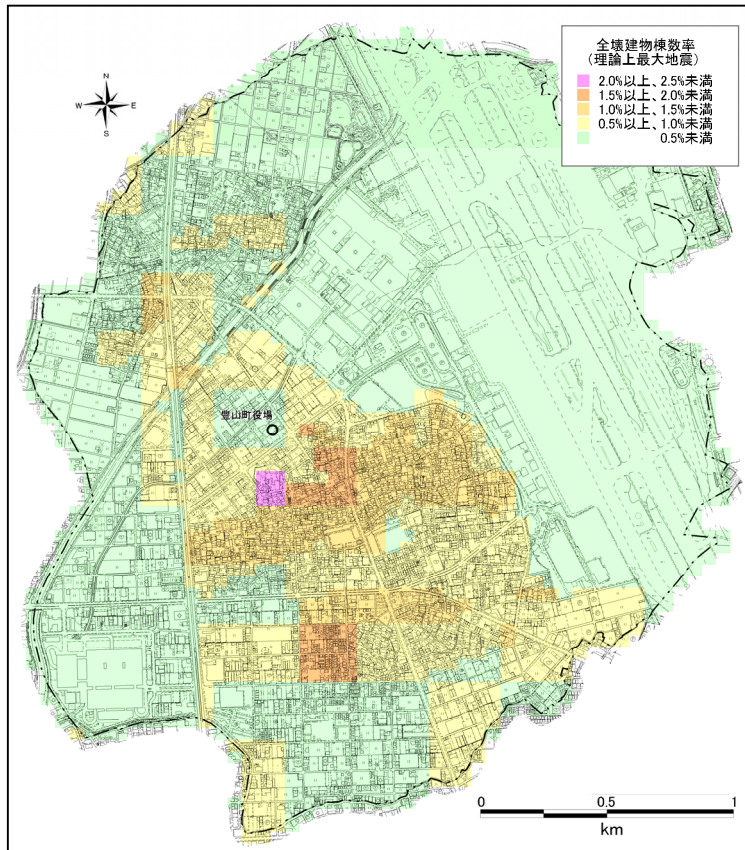


図 理論上最大想定モデルの液状化危険度



※ 本町内の震度分布を詳細に把握するため、予測震度6弱を二分割しています。

図 家屋被害想定図(最大地震動)



資料：地震対策基礎調査見直し報告書（平成27年2月）

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化や減災化に取り組むことにより、本町における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を軽減するために策定します。

当初、国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月26日 国土交通省告示第184号）は、10年後に、東海、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としていました。また、県計画においても、平成27年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを目標としていました。

国や愛知県では、計画等の改訂を定期的実施し、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消にすることを目標としています。

以上のことから、本計画は、国や愛知県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、耐震改修促進法に基づき、国の基本方針や、本町において想定される地震の規模・被害状況等及び町内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を考慮し、具体的な目標と耐震化や減災化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

### 【参考：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会※（令和2年5月）】

#### 【住宅の耐震化について】

住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会（令和2年5月）（以下、「耐震化率のあり方研究会」という。）においては、平成30年の住宅の耐震化率は約87%であり、これまでの目標の達成が困難であることを踏まえ、「①令和2年までに住宅の耐震化率95%」「②令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」を5年間スライドさせ、「①令和7年までに住宅の耐震化率95%」「②令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」と設定。

#### 【多数の者が利用する建築物の耐震化について】

「耐震化率のあり方研究会」では、これまで目標としていた多数の者が利用する建築物について、他の所管省庁において各施設の耐震化率の目標を個別に公表し、耐震化を図っていることを踏まえ、今後フォローアップしていく対象を、特に耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け対象建築物に目標を設定することが適当として、「令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する」と設定。

出典：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会HP

※：「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」は専門家・有識者をメンバーとした国土交通省の研究会です。

# 1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物

## (1) 対象区域

本計画の対象区域は、**町全域**とします。

## (2) 計画期間

本計画の計画期間は、**令和12年度**までとします。

## (3) 対象建築物

本計画ではすべての建築物を対象とし、とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震性のない※1 特定既存耐震不適格建築物等※2 を対象に耐震化を図ります。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化を促進していきます。

※1 耐震性のない建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

※2 特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存耐震不適格建築物と耐震改修促進法第7条第1号、第2号及び第3号の要安全確認計画記載建築物をいう。

表 対象とする建築物等

区 分	内 容	
住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
特定既存耐震不適格建築物	法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）	
	①多数の者が利用する建築物	法第14条第1号
	②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第14条第2号
	③県計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	法第14条第3号
要安全確認計画記載建築物	法第7条に示される建築物で以下に示す建築物	
	①県計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	法第7条第1号
	②県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）	法第7条第2号
	③本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）	法第7条第3号
要緊急安全確認大規模建築物	法附則第3条に示される建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）	

※1 表中の「法」とは耐震改修促進法を指します。

※2 表中の「政令」とは耐震改修促進法施行令を指します。

## ① 特定建築物

## 1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 多数の者が利用する建築物の基準

※1 法	政令※2 第6条 第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ床面積500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第3号	学 校	幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上
			ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
			病院、診療所	
			劇場、観覧場、映画館、演芸場	
			集会場、公会堂	
			展示場	
			卸売市場	
			百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	
			ホテル、旅館	
			賃貸住宅※3（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	
			事務所	
			博物館、美術館、図書館	
			遊技場	
		公衆浴場		
第4号		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	

※1 「法」とは耐震改修促進法を指します。

※2 「政令」とは耐震改修促進法施行令を指します。

※3 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付けています。

2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の基準

※1 法	政令※2 第7条 第2項	危険物の種類	数量	
第14 条第 2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は 信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しく は火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は 煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した 火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に 応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄 に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の 欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数 量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油 類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6 号に規定する可燃性固体類	30トン		
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8 号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300マッチトン※3		
第6号	可燃性ガス （第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する 毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する 劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

※1 「法」とは耐震改修促進法を指します。

※2 「政令」とは耐震改修促進法施行令を指します。

※3 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

3) 通行障害既存耐震不適格建築物

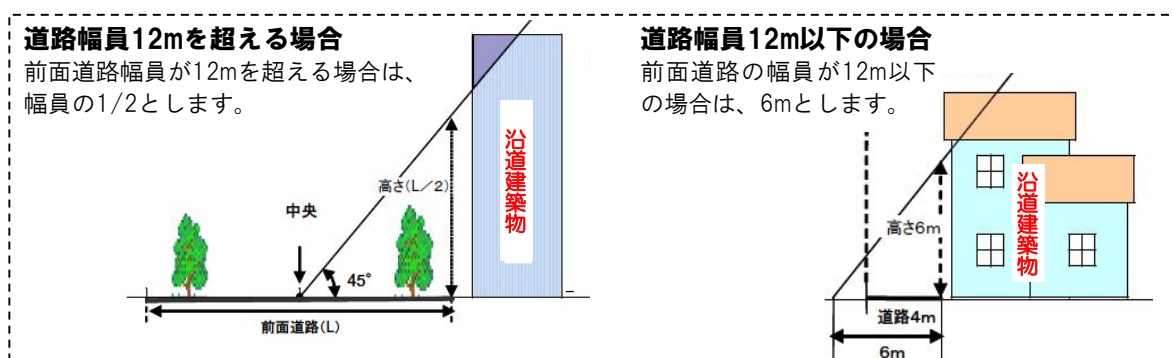
通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

なお、要安全確認計画記載建築物は対象から除かれます。

1. 通行障害既存耐震不適格建築物

下記の対象道路の沿道建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

図 通行障害建築物



2. 対象道路

建築物の倒壊が、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」（耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第2号）として指定し、道路沿道の建築物の耐震化を促進します。

**耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路(県計画にて指定)**

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、次の観点から緊急かつ重点的に取り組む道路として、県計画で指定したもの。

- ①市町村の区域を越えて相当多数の者の円滑な避難等に必要な道路であること。
- ②地震発生後に、広域的かつ円滑な応急対策活動に必要な道路であること。
- ③接する建築物がない自動車専用道路については除く。

**耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路(県計画にて指定)**

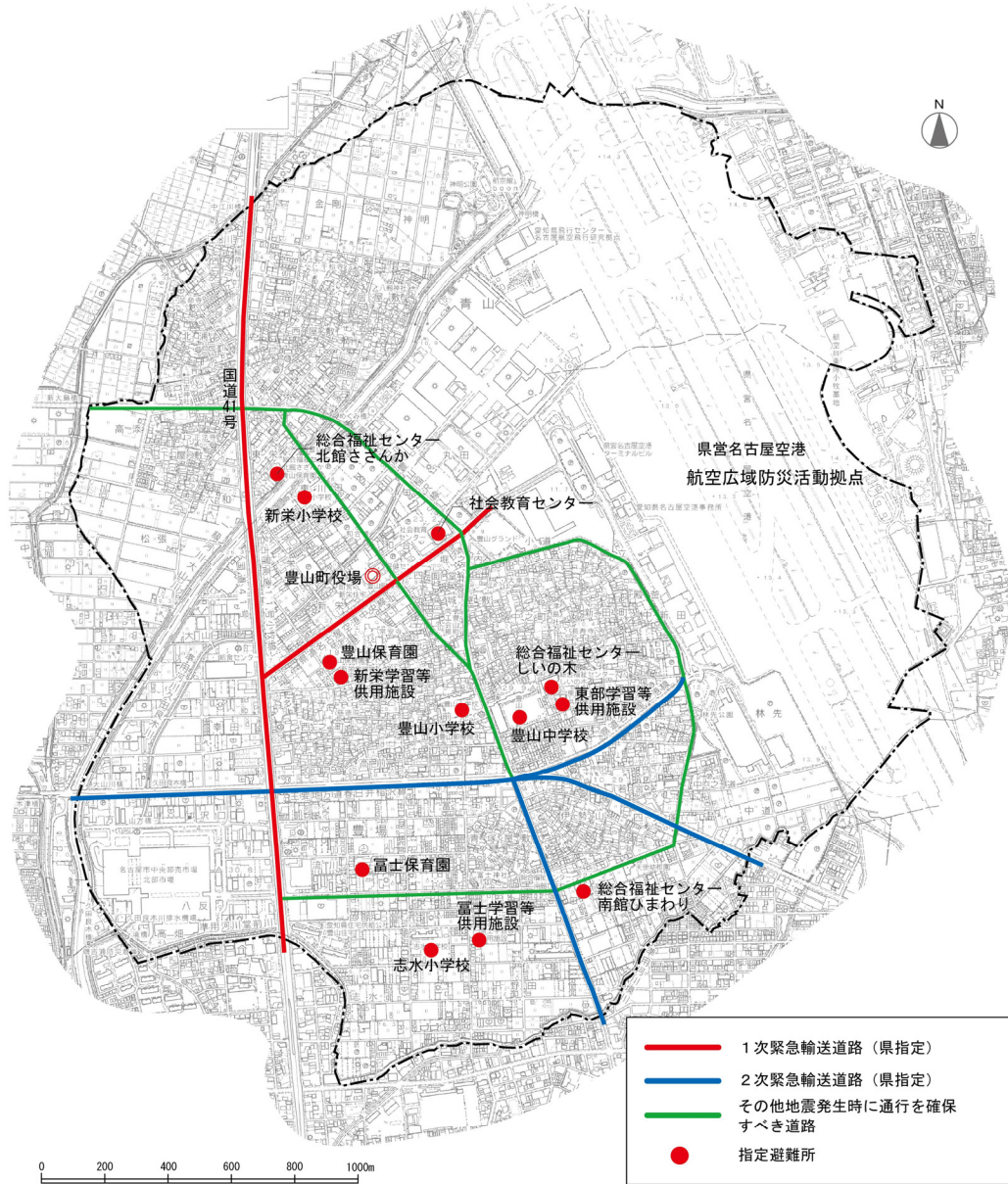
愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路以外の道路

- |           |  |
|-----------|--|
| 第1次緊急輸送道路 | 県指定の緊急輸送道路—県庁所在地、地方中心地及び重要港湾、空港などを連絡する道路（高速道路、及び名古屋市内の指定道路を除く大半の路線は耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく耐震診断義務付け路線に指定） |
| 第2次緊急輸送道路 | 県指定の緊急輸送道路—第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路                           |

**耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき定める道路**

- ・豊山町地域防災計画に定める「町指定緊急輸送道路」
- ・その他、本計画において多数の者の円滑な避難や物資輸送に必要として定める道路

図 地震発生時に通行を確保すべき道路



**【耐震診断義務付け路線】**

愛知県では耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき耐震診断義務付け路線を指定しており、本町では国道41号、県道名古屋空港中央線、主要地方道春日井稲沢線、県道名古屋空港線の町内区間が対象となっています。

同路線沿線の通行障害既存耐震不適合建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、平成31年3月31日までに、所管行政庁に報告することを義務付けられています。なお、新たに路線を設定した場合には、報告期限を改めて設定することとなっています。



資料：「あいち建築減災プランー2030ー」より、  
図 1.5-耐震診断義務付け路線図を抜粋



## ② 要安全確認計画記載建築物（耐震診断が義務付けられる建築物）

## 1) 災害時に公益上必要な建築物（耐震改修促進法第7条第1号）

災害時に公益上必要な建築物とは、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物等として、都道府県耐震改修促進計画に記載されたものです。

なお、本町には、該当する建築物はありません。

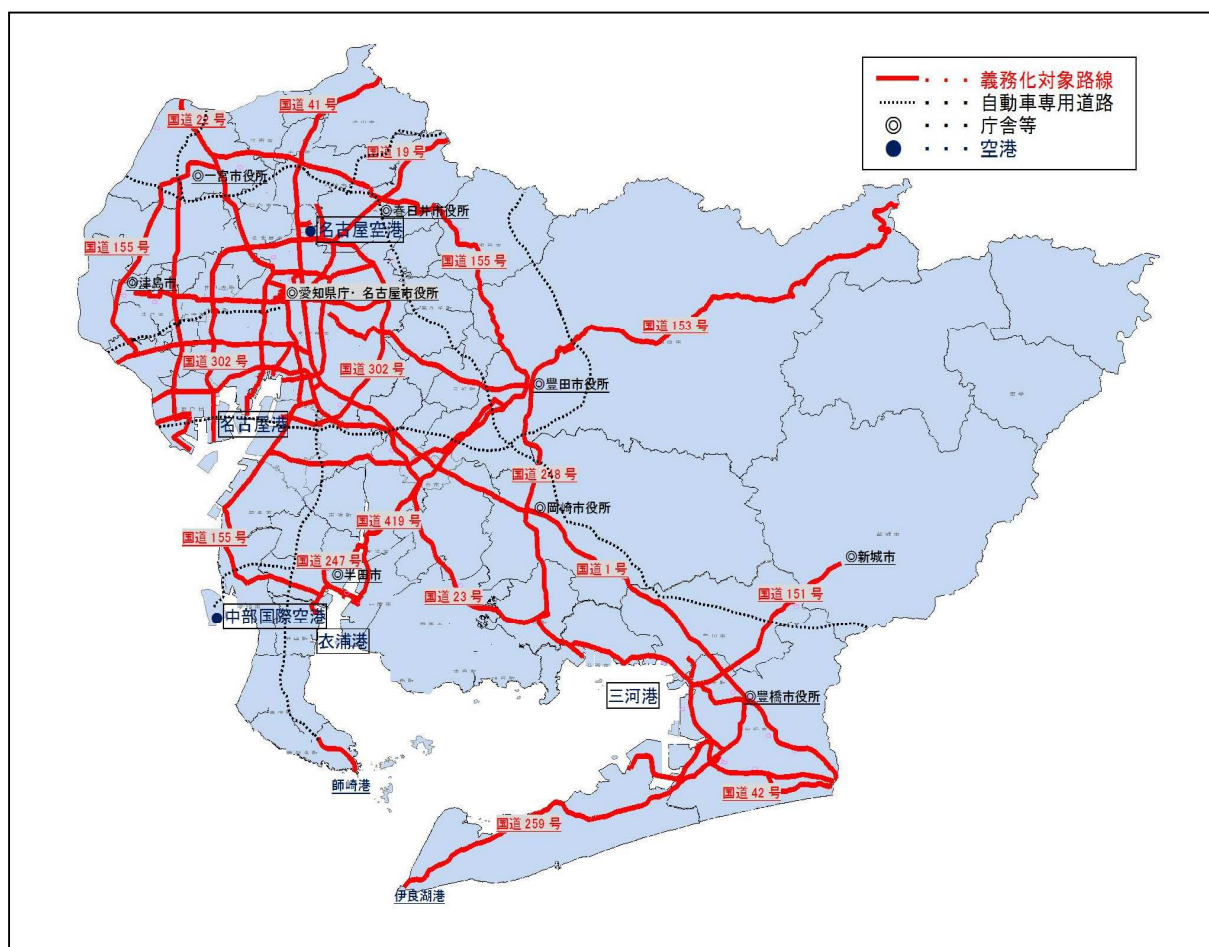
## 2) 通行障害建築物（耐震改修促進法第7条第2号、第3号）

通行障害建築物とは、地震発生時において、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（県が指定する路線）または市町村耐震改修促進計画に記載された道路（市町村が指定する路線）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものです。

県計画によると、県が指定する路線は以下のとおりであり、これによると、町内では国道41号、県道名古屋空港中央線、主要地方道春日井稲沢線、県道名古屋空港線が該当します。

なお、本町として、指定する路線はありません。

図 通行障害建築物関連で県が指定する路線



出典：県計画

③ 要緊急安全確認大規模記載建築物（耐震診断が義務付けられる建築物）

要緊急安全確認大規模建築物とは、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものであり、その建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり定められています。

なお、本町では、「名古屋市中心卸売市場北部市場駐車場棟」、「豊山小学校本館校舎」、「富士保育園」が該当しています。「名古屋市中心卸売市場北部市場駐車場棟」については、現状の建物に耐震性あり、「豊山小学校本館校舎」、「富士保育園」については、すでに耐震改修を行い、愛知県に結果を報告しています。

表 要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1～3号)

用 途	規 模	
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類する施設		
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定規模以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

## 2. 建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。この基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされています。

#### ① 住宅の耐震化の状況

本町における住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅総数3,066戸のうち、耐震性があると判断されるものは、2,276戸（74.2%）と推計しています。また、戸建木造以外の耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び旧耐震建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）は86.3～100%と高いものの、戸建木造では耐震化率が68.5%と低くなっています。

表 耐震性のある住宅の割合 (単位:戸)

分類		新耐震住宅 (耐震性あり) a	旧耐震住宅		耐震性あり a + c = e	合計 a + b = d	耐震化率 e / d	
			b	耐震性あり c				
住宅		当初計画	1,708	1,173	320	2,028	2,881	70.4%
		本計画	1,946	1,120	330	2,276	3,066	74.2%
戸建	木造	1,390	1,026	266	1,656	2,416	68.5%	
	非木造							380
共同住宅	木造	65	15	4	69	80	86.3%	
	非木造	111	3	3	114	114	100.0%	

当初計画：平成27年度、本計画：令和2年度

#### 【住宅数について(本計画時:令和2年度)】

- i) 令和2年1月現在、並びに平成27年1月現在の固定資産税課税台帳の建築物について、住宅と判断される建築物を抽出。住所や建築年月日と同じ建築物をグループ化し、1住宅として処理して、現在の世帯数に見合った件数で集計しました。
- ii) 令和2年1月現在の固定資産税課税台帳の構造区分と建築年から、木造/非木造、並びに昭和56年6月1日以前/以降で、集計した件数を区分しました。  
※ 昭和56年6月1日に建築基準法に基づく現行の耐震基準が導入されています。
- iii) 集計、区分した平成27年1月現在と令和2年1月現在の固定資産税課税台帳上の件数を比較し、住宅数の増減率を推計しました。
- iv) 当初計画の住宅数に対し、固定資産税課税台帳から推計した増減率を乗じ、現在（令和2年度）の住宅数を推計しました。

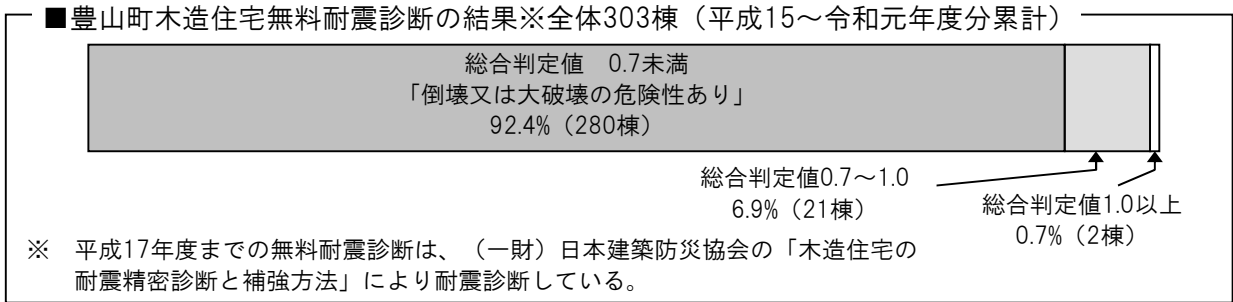
#### 【旧耐震住宅の「耐震性あり(c)」について】

- i) 平成15年度から令和元年度までの木造住宅耐震診断の実績から、旧耐震住宅の耐震性については、更新がなされないものと判断しました。
- ii) 平成20年、平成25年及び平成30年の住宅・土地統計調査における愛知県の昭和55年以前の住宅総数に対する耐震改修工事件数の割合から、当初計画以降に耐震改修された住宅数を推計し、当初計画における旧耐震住宅の「耐震性あり(c)」住宅数に加算しました。

【参考：民間木造住宅耐震診断・耐震改修費補助事業の実施状況】

本町では、旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前着工）を対象に、無料耐震診断や「豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金」による耐震改修費補助事業を実施しています。

これにより、令和元年度末までに303棟の耐震診断が実施されており、耐震診断を受診した木造住宅のうち99.3%が総合判定値1.0未満で耐震性がないと判断され、また、92.4%が「倒壊又は大破壊の危険性あり」と診断されています。



② 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

本町における多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は、耐震性があると判断される建築物は59棟（92.2%）、耐震性がないと判断される建築物は5棟（7.8%）となっています。

また、耐震化率の内訳をみると、公共建築物が95.5%、民間建築物が90.5%となっており、公共建築物のうち、町有建築物に関しては100%となっています。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（単位：棟）

		公共建築物		民間建築物	合計
			うち町有建築物		
新耐震建築物 a	当初計画	8	6	35	43
	本計画	8	6	35	43
旧耐震建築物 b	当初計画	14	10	9	23
	本計画	14	10	7	21
耐震性あり※1 c	当初計画	11	10	1	12
	本計画	13	10	3	16
耐震性なし※2	当初計画	3	0	8	11
	本計画	1	0	4	5
耐震性あり a + c = d	当初計画	19	16	36	55
	本計画	21	16	38	59
合計 a + b = e	当初計画	22	16	44	66
	本計画	22	16	42	64
耐震化率 d / e	当初計画	86.4%	100%	81.8%	83.3%
	本計画	95.5%	100%	90.5%	92.2%

令和2年度末現在

当初計画：平成27年度、本計画：令和2年度

※1 新耐震建築物及び耐震化が確認されている建築物

※2 耐震診断を行っていないものを含む民間の旧耐震建築物については、都市再生機構・愛知県住宅供給公社・雇用能力開発機構の建築物以外の耐震性の有無が正確に把握できないため、都市再生機構・愛知県住宅供給公社・雇用能力開発機構の建築物以外は「耐震性なし」に分類しています。

## ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

危険物貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、町内に13棟あり、うち8棟が旧耐震建築物となっており、耐震改修されていないものは2棟となっています。

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物数 (単位:棟)

	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
		新耐震建築物	旧耐震建築物	
				耐震性あり
当初計画	14	5	9	0
本計画	13	5	8	6

令和2年度末現在

当初計画：平成27年度、本計画：令和2年度

## ④ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

本町における地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は98棟あります。そのうち、耐震性があると判断される建築物は75棟(76.5%)で、耐震性がないと判断される建築物は23棟(23.5%)と推計されています。

また、耐震性がないと判断される建築物のうち、愛知県指定緊急輸送道路沿道に7棟が立地しており、その他地震発生時に通行を確保すべき道路(町指定道路)沿道に16棟が立地しています。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (単位:棟)

		地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物					
		a	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 <sup>※</sup>		耐震性あり b+c=d	耐震化率 d/a
				耐震性あり c			
愛知県指定の緊急輸送道路	当初計画	25	16	9	0	16	64.0%
	本計画	25	18	7	0	18	72.0%
その他地震発生時に通行を確保すべき道路	当初計画	76	51	25	2	53	69.7%
	本計画	73	57	16	0	57	78.1%
計	当初計画	101	67	34	2	69	68.3%
	本計画	98	75	23	0	75	76.5%

※ 建築年不明は旧耐震建築物に含めています。

当初計画：平成27年度、本計画：令和2年度

## (2) 耐震化の目標設定の考え方

国の基本方針の主旨を踏まえ、住宅については耐震化率の目標を定めます。また、建築物は多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物について耐震化率の目標を定めます。その際すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進する方針とします。

## (3) 住宅の目標

令和12年度まで耐震化を概ね完了

令和12年度までの耐震化率の目標を概ね完了とします。(全ての形態の住宅を対象)

表 住宅の目標 (単位:戸)

	令和12年度までに耐震化を有する住宅件数の目標				
	a	現況で耐震性を有する住宅数 b	目標年度までに新築される住宅数 c	目標年度までに建替えられる住宅数 d	施策が必要な住宅数 a-b-c-d
本計画	3,600	2,276	534	220	570

資料：平成15年、20年、25年、30年の各住宅土地統計調査等から推計

### 【目標年度(令和12年度)までに耐震化の必要な住宅数(a)について】

- i) 令和12年度の住宅数を、総合計画で推計している世帯数、並びに本町の世帯数に対する住宅戸数の比率から3,600戸と推計し、あわせて住宅の耐震化目標が概ね完了であるため、同戸数を耐震性のある住宅数としました。  
 ※ 豊山町第5次総合計画では、令和11年度末の世帯数を8,000世帯と推計しました。  
 ※ 令和2年の住宅総数は3,066戸としており、また、同年の世帯数は6,759世帯であることから、世帯数に対する住宅数の比率は概ね5割程度となります。

### 【耐震改修計画の施策以外に耐震化される住宅数について】

- a) 推計した本町の令和12年度の住宅戸数  
 b) 現況(令和2年度)における耐震性のある住宅数  
 c) aから現状の3,066戸を差し引き、世帯数の増加によって、増加が予測される住宅数を534戸と算出しました。  
 d) 平成20年と平成30年の住宅・土地統計調査における昭和55年以前の住宅数(一戸建て、長屋、共同住宅、その他の計)の差分から10年間で滅失した割合を算出し、令和2年度における本町の耐震性なしとした住宅数に乗じて、目標年次までに建替え等によって耐震化される住宅数を220戸と算出しました。  
 ※ 推計した令和12年度の住宅戸数から、b、c、dを差し引いた戸数が、今後、耐震改修の施策が必要な住宅数570戸となります。

## (4) 建築物の目標

### ① 多数の者が利用する建築物の目標

令和12年度までに耐震化を概ね完了

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、令和12年度までの耐震化を概ね完了とします。

また、用途分類毎の耐震化率の目標は次ページに示すとおりです。

特に、災害応急対策活動に必要な施設については、人命に深く関係する施設であることから、優先的に耐震化を進め、目標年次の耐震化率の目標を100%とします。

### ② 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類その他法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、愛知県と連携し、災害応急対策活動に必要な施設又は「愛知県地域防災計画」で定められた第1次、第2次緊急輸送道路並びに本町が指定したその他の地震発生時に通行を確保すべき道路等に隣接するものを優先して耐震化を図ります。

特に、航空広域防災活動拠点である県営名古屋空港へのアクセスに問題が生じないように耐震化を図ります。

### ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

令和12年度までに耐震化を概ね完了

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標に準拠するとともに、県計画の耐震化目標を踏まえ、令和12年度までの耐震化を概ね完了とします。

### ④ その他の建築物の耐震化の目標

その他の町有建築物に関しては、耐震化が完了

町が所有する建築物については、平成26年度までにすべての耐震改修を完了し、耐震化率100%を達成しています。

表 多数の者が利用する建築物の目標

分類	平成27年時点(当初)			令和2年3月現在			令和12年度耐震化目標				
	公共建築物	民間建築物	全 体	公共建築物	民間建築物	全 体	公共建築物	民間建築物	全 体		
① 災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等)	100%	—	100%	100%	—	100%	100%	—	100%	
		2/2	0/0	2/2	2/2	0/0	2/2	2/2	0/0	2/2	
	地域防災計画有り	救護建築物(災害拠点病院、救急病院、救急診療所)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	地域防災計画無し	避難所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等)	100%	—	100%	100%	—	100%	100%	—	100%
			13/13	0/0	13/13	13/13	0/0	13/13	13/13	0/0	13/13
	地域防災計画無し	災害時要援護者のための建築物(老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等)	—	100%	100%	—	100%	100%	—	100%	100%
			0/0	2/2	2/2	0/0	2/2	2/2	0/0	2/2	2/2
		避難所指定のない教育建築物(学校、幼稚園、保育所)	—	100%	100%	—	100%	100%	—	100%	100%
			0/0	1/1	1/1	0/0	1/1	1/1	0/0	1/1	1/1
救護建築物(救急病院、救急診療所)	—	0%	0%	—	0%	0%	—	100%	100%		
	0/0	0/1	0/1	0/0	0/1	0/1	0/0	1/1	1/1		
② ①以外の公共施設	公共建築物(博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
	上記以外の公共建築物 (公営住宅を除く)	50.0%	—	50.0%	83.3%	—	83.3%	100%	—	100%	
		3/6	0/0	3/6	5/6	0/0	5/6	6/6	0/0	6/6	
公営住宅	100%	—	100%	100%	—	100%	100%	—	100%		
	1/1	0/0	1/1	1/1	0/0	1/1	1/1	0/0	1/1		
③ ①以外の民間施設	民間建築物(劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等)	—	76.0%	76.0%	—	95.7%	95.7%	—	100%	100%	
		0/0	19/25	19/25	0/0	22/23	22/23	0/0	23/23	23/23	
	賃貸共同住宅	—	86.7%	86.7%	—	86.7%	86.7%	—	100%	100%	
		0/0	13/15	13/15	0/0	13/15	13/15	0/0	15/15	15/15	
合 計	86.3%	79.5%	81.8%	95.5%	90.5%	92.2%	100%	100%	100%		
	19/22	35/44	54/66	21/22	38/42	59/64	22/22	42/42	64/64		

上段：耐震化率 四捨五入

下段：(耐震化されている建築物棟数) / (多数の者が利用する建築物棟数)



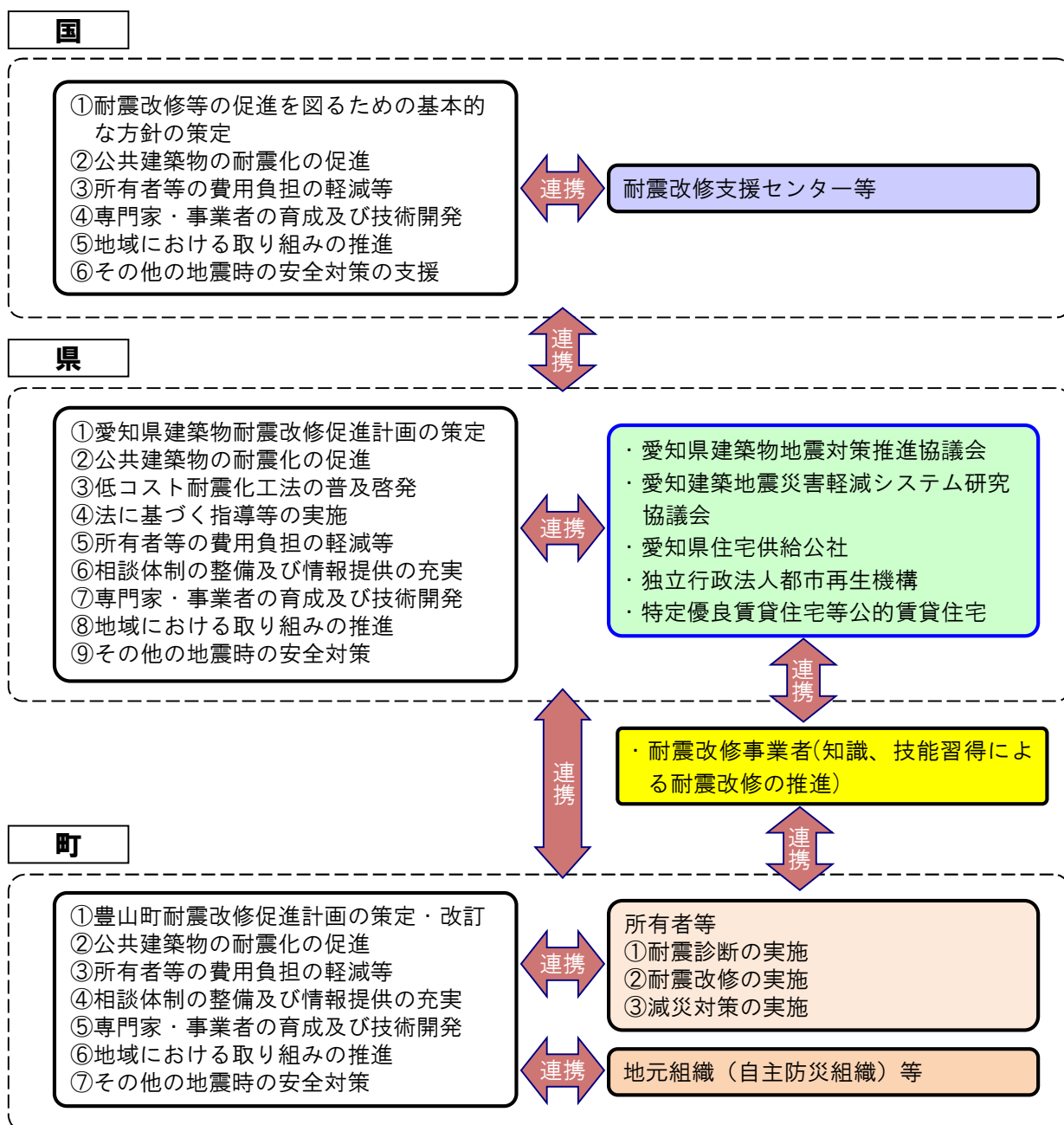
# 第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

## 1. 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国、愛知県及び本町は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、住宅・建築物の所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速、確実に耐震化及び減災化を実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築に取り組み、耐震化及び減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図 国・愛知県・本町・所有者等の役割分担



## 2. 促進体制

### (1) 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

#### ① 愛知県との連携

耐震改修促進法第15条の規定により、耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁等が行うことと定められています。

本町では、町内における指導等は愛知県が行うことになることから、地域の状況を踏まえ、県計画との整合を図りつつ、愛知県との連絡、協議体制の整備による連携・協力体制の強化や情報の共有化を図ります。

特に、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しての指導等に関しては、優先的に指導を行うべき建築物の選定、実施、公表について、愛知県と連携を図りながら進めます。

#### ② 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物には、公共機関が所有・管理する建築物も含まれません。

これら建築物については、早期に耐震化を図るものとし、町有施設の耐震化が完了したことを踏まえ、町有施設以外の公共施設についても、それぞれの公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を推進するものとします。

#### ③ 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本町を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が設置されています。

推進協議会では、木造住宅の無料耐震診断の周知リーフレットや耐震化を呼びかけるパンフレットを配布するとともに、住宅・建築物の耐震化に関する情報をインターネットにより提供しており、本町でも、これと連携し、広報紙や町のホームページを活用し、耐震化及び減災化についての啓発・普及に取り組んできました。

本町では、今後も、推進協議会に合わせ建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

#### ④ 地元組織との連携

住民が地域ごとに団結し、まちぐるみで防災活動を行うため、自主防災組織や、災害ボランティア、自主防災リーダーの育成、防災講演や防災訓練等の支援については、これまでの取り組みを継続し、地元組織との連携をより強化するとともに、さらなる耐震化の促進や減災化に向け、自主防災力の向上に努めます。

具体的には、町内全3小学校区に自主防災組織を設置、防災士資格の取得費用の助成を行い現在13名の防災士を養成し自己取得者2名により防災士の会を結成、さらに自主防災会の指導等を実施しています。さらに、平成29年度から避難所一泊体験訓練「防災チャレンジキャンプ」を開催し、職員による防災講話及び技術の修得等により防災力の強化を図っています。

#### ⑤ 防災思想の普及

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等の防災意識向上が非常に重要なため、町広報や防災講習会、自主防災組織等を通じ防災思想の普及に努めます。

パンフレットの発行

防災パトロールの実施

町広報での周知

町ホームページでの情報提供

防災講習会開催

具体的には、平成27年4月に地震防災マップを作成し、防災思想の普及に係る内容も記載し配布しています。町広報では、防災の日及び出水期の時期を捉えて、特集を組み、知識を深める記事を掲載しています。防災講習会も開催しています。

### (2) 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本町では、産業・都市政策課において、耐震診断・耐震改修の窓口を設け、「豊山町民間木造住宅耐震改修費補助制度」に基づく支援を実施しています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

### (3) 地震防災マップの活用

本町では、町民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（地震防災マップ）を窓口配布及び町ホームページに掲載しています。今後も必要な情報提供を行うとともに、耐震化や減災化への活用を促していきます。

### 3. 重点的に耐震化を進める区域の設定

本計画では、令和12年度までに住宅の耐震化を概ね解消することを目標に掲げており、その実現に向け効果的な取り組みが必要となります。また、耐震化率の目標達成と同時に、人的被害の軽減を図る減災の視点で耐震化に取り組むことが重要であり、地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、耐震化を重点的に促進することは、町全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられます。

この考えに基づき「重点的に耐震化を進める区域」（以下「重点区域」という。）を設定しており、本計画においては、平成20年3月策定の計画で設定した区域を基本に、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、地震による被害がより大きくなると想定される地区を再確認し、重点区域とします。

#### (1) 重点区域の設定方針

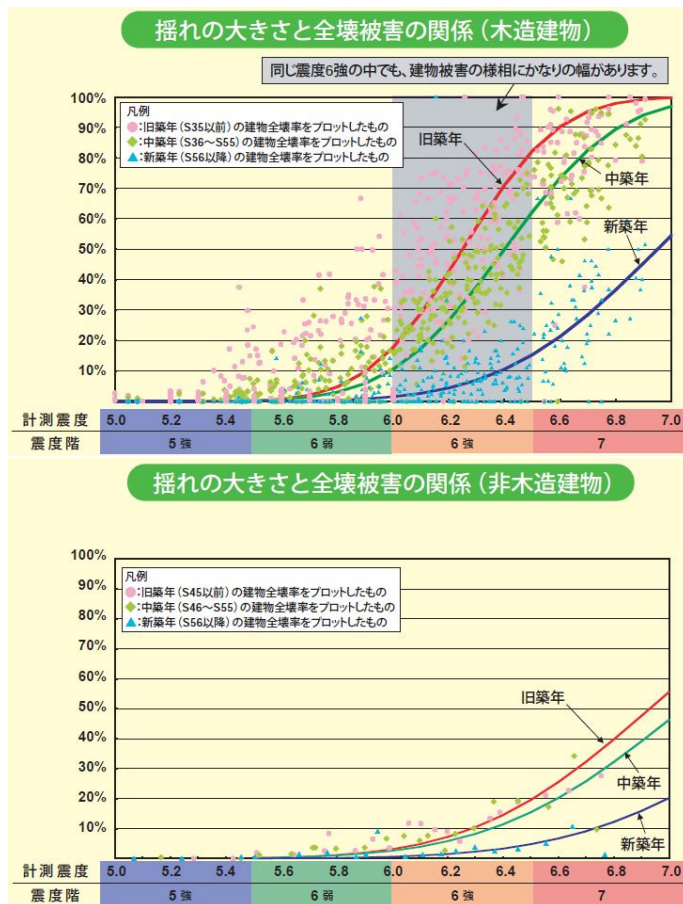
地震による被害がより大きくなると想定される地区については、下記に示す震度階と建物全壊率の関係を踏まえ、町内の全壊建物棟数率の高いエリアに重点区域を設定します。

震度階（震度階級）と建物全壊率との関係については、次のような分析結果があり、一定の震度以上では、古い建築年次の住宅の倒壊率が非常に高くなる傾向にあります。

内閣府では、右図のような計測震度と構造別・建築年次別の建物全壊率との統計結果から、全壊率の近似的な計算式を想定しています。

本計画における全壊率も、本町の予測震度と建物現況をこの計算式に当てはめ算出しています。

図 計測震度と建物全壊率の関係



資料：地震防災マップ作成のすすめ（内閣府 平成17年3月）

## (2) 重点区域の設定基準

平成20年3月策定の計画の重点区域設定の考え方を踏まえ、以下の設定基準で当初計画の重点区域を再確認し、本計画の重点区域を設定します。

表 重点区域の設定基準

項目	基準
a. 倒壊する建築物を減らすための取り組みが特に必要な地区 (平成20年3月策定の計画では建物全壊率で評価)	地震対策基礎調査見直し報告書(平成27年2月 豊山町)による全壊建物棟数率が1.0%以上の地区
b. 火災による延焼危険度の高い地区 (平成20年3月策定の計画では木防建蔽率で評価)	地震対策基礎調査見直し報告書(平成27年2月 豊山町)による木造建物密度が2千棟以下/㎩より高い地区
c. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化が特に必要な地区	特定既存耐震不適格建築物が多く分布する地区
d. 地震発生時に通行を確保すべき道路の地区	地震発生時に通行を確保すべき道路に接している地区

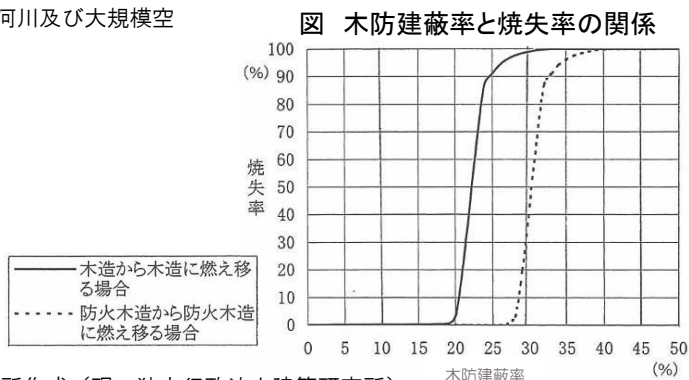
※ ただし、基準値については、本町の状況や被害想定を踏まえ、相対的に危険性が高い地区を選定します。

木防建蔽率とは、火災による市街地の延焼危険度を示す代表的な指標の一つで、次のように定義されます。

木防建蔽率 = (木造(防火木造含む)建築物の建築面積) / (地区面積※)

※ 地区面積には、幅員15m以上の道路、水面、河川及び大規模空地(概ね1ha以上)は含めません

市街地の焼失率と木防建蔽率の関係については、右図のような研究結果があります。これによれば、木防建蔽率が40%を超えると延焼が拡大する危険性が非常に高く、逆に木防建蔽率が20%未満であれば延焼拡大の面で安全であるといえます。



出典：建設省建築研究所作成(現：独立行政法人建築研究所)

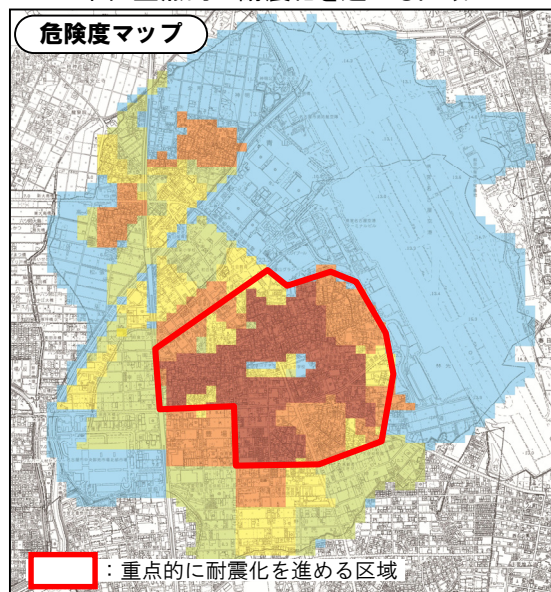
安全・安心住宅市街地ネットワーク会議報告書(平成15年3月 愛知県建設部)より

### ■平成20年3月策定の計画の重点区域

平成20年3月策定の計画では、建物の全壊率や木防建蔽率、特定既存耐震不適格建築物の分布状況、地震発生時に通行を確保すべき道路への接道状況等を踏まえ、当時の予測で1㎩あたりの建物全壊棟数が32棟以上の「危険度5」のエリアを中心に、右図のとおり重点区域を設定しました。

危険度ランク	全壊棟数(1㎩換算値)
危険度5	32棟以上
危険度4	24棟~32棟
危険度3	16棟~24棟
危険度2	8棟~16棟
危険度1	8棟未満

図 重点的に耐震化を進める区域



重点的に耐震化を進める区域

### (3) 重点区域の設定

設定基準に基づき、地震対策基礎調査見直し報告書（平成27年2月 豊山町）による全壊建物棟数率、木造建物密度、及び特定既存耐震不適格建築物の分布、地震発生時に通行を確保すべき道路への接道等を総合的に勘案し、本計画から木造建物密度の高い地区を重点区域として設定します。

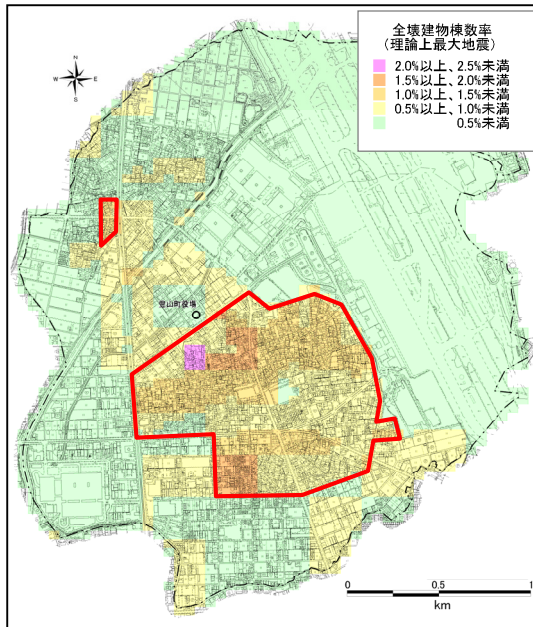
#### ① 全壊建物棟数率

全壊建物棟数率は、概ね当初計画と同じ区域と、国道41号沿いの一部区域において1.0%以上となっています。

#### ② 木造建物密度

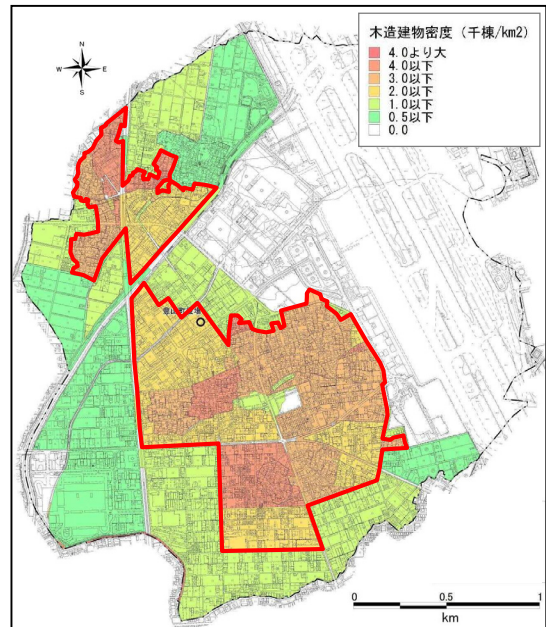
主要地方道春日井稲沢線と一般県道名古屋豊山稲沢線の交差点を中心に、木造建物密度の高い地域が分布しています。また、大山川右岸（町域北部）の国道41号沿いにも密度の高い地域がみられます。

図 全壊建物棟数率



資料：地震対策基礎調査見直し報告書（平成27年2月）

図 木造建物密度



資料：地震対策基礎調査見直し報告書（平成27年2月）

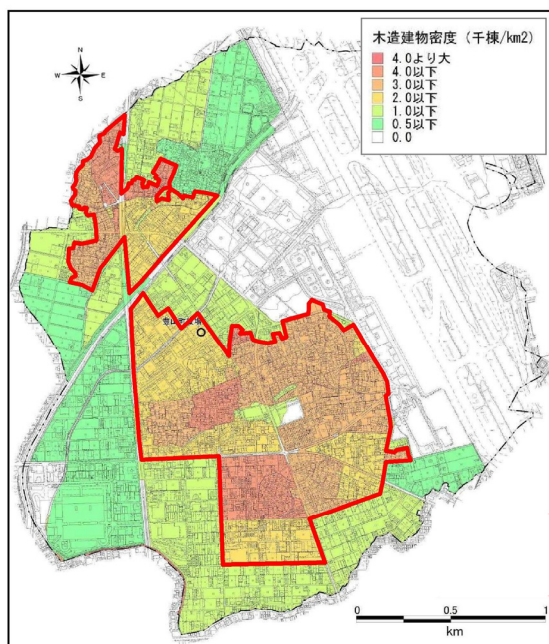
#### ③ 特定既存耐震不適格建築物の分布

特定既存耐震不適格建築物の棟数は、当初計画時より減少していますが、分布状況としては大幅な変動はありません。

#### ④ 地震発生時に通行を確保すべき道路への接道

「第2章 計画の基本的事項 1.対象となる区域、計画期間、対象建築物」の図（地震発生時に通行を確保すべき道路）のとおり、地震発生時に通行を確保すべき道路は、当初計画から変更していないため、接道する地区についても変動はありません。

図 重点的に耐震化を進める区域(木造建物密度の高い地区)



なお、本町の木造建築物については、耐震改修などが進められ、作成時点より少なくなってきました。

しかしながら、依然として多く分布しているため、今後も木造建物が多く分布している区域を耐震化を進める重点区域とします。

資料：地震対策基礎調査見直し報告書（平成27年2月）     ：重点的に耐震化を進める区域

## 4. 関連する安全対策

### (1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

そのため、ブロック塀等の危険性について、パンフレットやホームページ等を活用して町民に周知を図ります。

なお、本町では、通学路等に設定した重点対策区域のパトロール(点検)をすべて実施したため、重点対策区域以外のパトロール(点検)を実施しています。

さらに、大規模地震発生時におけるブロック塀等の倒壊から町民の生命の安全を確保するため、道路・公共施設の敷地に面する全てのブロック塀等を撤去する所有者に対し、撤去費用の一部補助を行っています。ブロック塀の撤去については、平成30年度に約56m、平成31年度に約14m、令和元年度に約22m、令和2年度に約31mを実施しました。



地震によるブロック塀の倒壊

表 豊山町ブロック塀等撤去費補助金

補助の種類	補助内容等
豊山町ブロック塀等撤去費補助金	<p>【対象となるブロック塀等】</p> <p>次の1、2ともに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む）</li> <li>2.道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のもの</li> </ol> <p>【補助対象工事】</p> <p>道路等及び公共施設の敷地に面する全てのブロック塀等を撤去する工事</p> <p>【補助金額】</p> <p>次の1と2を比較し、少ない額の2分の1以内かつ上限10万円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.対象となるブロック塀等の撤去に要する費用</li> <li>2.対象となるブロック塀等を撤去する長さ(m)×1万円</li> </ol> <p>※令和4年3月31日までの間に、小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀を撤去する場合の補助金額は次のとおりです。</p> <p>次の1と2を比較し、少ない額の4分の3以内かつ上限15万円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.対象となるブロック塀等の撤去に要する費用</li> <li>2.対象となるブロック塀等を撤去する長さ(m)×1万円</li> </ol>

豊山町耐震改修促進計画に定めるブロック塀の安全対策に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる路線等は以下のとおりです。

○本町内における住宅や事業所等から豊山町地域防災計画第6章に掲げる避難所や避難地等へ至る経路を補助対象としています。

### (2) 窓ガラス・天井の落下防災対策

窓ガラスや建築物内の吊り下げ天井等は、建築物の耐震構造に関わらず、落下などにより避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を発生させる危険性があり、平成26年4月1日に、天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。このため、それらの危険性と対処方法についてパンフレットやホームページ等を活用して町民に周知を図ります。



対策の一例：窓ガラスへの飛散防止シートの貼り付け



### (3) エレベータの安全対策

地震発生時のエレベータの緊急異常停止する可能性があります。人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、平成26年4月1日に、エレベータ並びにエスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

本町では、愛知県や関係団体と協力し、地震時のエレベータの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法や地震発生時における安全装置の設置について周知を図ります。

### (4) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難時に支障が生じたりします。

本町では、誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識について、広報紙やホームページなどで啓発し、継続的に町民への周知を図ります。



対策の一例：金具による家具の固定

### (5) 耐震シェルター等の設置

地震対策は、建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。

そのため、近年は、建築物が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る耐震シェルターや防災ベッドなど、比較的安価で効果的な地震対策が注目されるようになってきました。

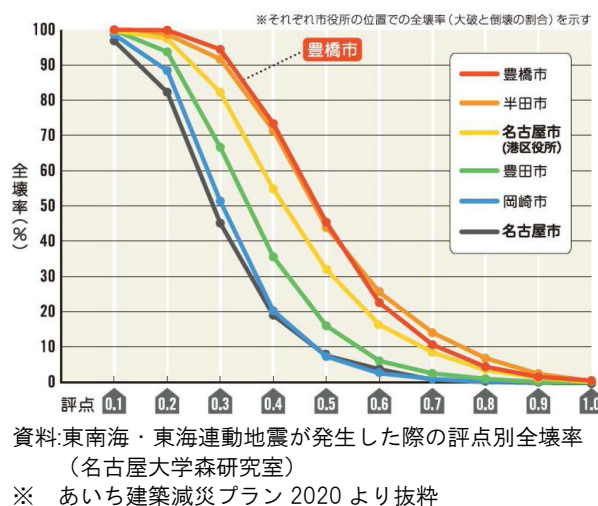
本町では、建築物の耐震化促進とあわせ、次善策としてのこれらの対策について周知を図るとともに、災害時の避難弱者（高齢者、障がい者）を対象にした耐震シェルターの整備のための補助制度を平成28年度に創設し、広報紙やホームページなどで啓発し、減災効果の向上に努めています。

### (6) 段階的耐震改修の促進

耐震化促進においては、工期や工事費を要因として、一度に耐震診断の判定値を1.0以上にする耐震改修が困難な状況にあります。

特に大掛かりな耐震改修工事が必要となる耐震診断の判定値が悪い建築物ほど、耐震改修が進みづらくなるのが危惧されます。一方、既往の研究から、判定値0.7以上の耐震改修であれば、必要な耐震性能は満たさないものの、全壊率が軽減されることがわかってきました。

そこで、一度に判定率1.0以上の耐震改修が困難な建築物については、耐震改修工事を1段階目に判定値0.7以上、2段階目に判定値1.0以上にするような段階的な耐震改修の促進に向け、補助制度を平成28年度に創設し、広報紙やホームページなどで啓発し、減災効果の向上に努めています。



### (7) 建築物の敷地の安全対策

本町には、地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生するがけ地はありませんが、大山川沿いや名古屋市と接する町域の南部に、危険度は低いものの液状化の危険性がある地域がみられます。

このため、液状化対策について、その危険性の周知や対策方法に関する情報提供など、地震防災マップに掲載し、啓発に努めています。

# 第4章 住宅の耐震化及び減災化促進

## 1. 普及・啓発

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため、木造住宅の無料耐震診断事業や耐震改修費補助金などの情報を、町民に知ってもらうための的確な普及・啓発活動を推進します。

### (1) インターネットやパンフレットによる情報提供

愛知県は、耐震化に関する情報提供の一環として、インターネットやパンフレットにより建築物の防災や耐震化について必要な情報を提供しています。

本町では、町のホームページや広報、ケーブルテレビ（とよやまチャンネル）などにより、防災や耐震診断・耐震改修等の補助・助成制度の案内や活用の呼びかけを実施しています。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、地震防災マップ等による危険度情報の提供や耐震化の進捗状況等について掲載するなど、町民に対して防災や耐震化に関する情報提供を行い、普及・啓発に努めます。

### (2) 講習会や防災訓練の実施

本町では、愛知県が実施する「防災講習会」との連携を図っており、町民一人ひとりが災害に対する危機意識と防災への関心を高めるための継続的な取り組みに努めます。



防災訓練（救助訓練）の風景

### (3) 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化の中でも最も重要です。本町では、旧耐震基準で建設された木造住宅で、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、無料耐震診断の周知を徹底するため、個別に漏れなく指導する「耐震診断ローラー作戦」を実施してきました。以前の計画策定時のアンケート結果からもその成果が確認されており、今後も継続して推進を図るものとします。

また、重点的に耐震化を進める区域を中心に、ダイレクトメールを送付し、地域の現状を踏まえた耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容を周知し、耐震化の促進を図ります。

さらに、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物にも住宅が一部含まれることから、所有する住宅が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報を提供し、重点的に耐震化を進める区域とともに耐震化の促進を図ります。

## 2. 耐震化及び減災化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化及び減災化の促進を図ります。

### (1) 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本町では、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修に係る補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」や、愛知県の補助制度である木造住宅の耐震診断補助事業と耐震改修補助事業を活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。また、平成28年度に創設した段階的耐震改修、耐震シェルター設置に係る補助制度を活用し、減災化の促進に努めます。

表 豊山町の耐震化及び減災化促進のための支援制度

補助の種類	補助内容等
豊山町民間木造住宅無料耐震診断事業	<p>【対象となる建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅（戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅）</li> </ul> <p>【診断内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ県の講習会を受講し登録した建築士の無料派遣</li> <li>・上記耐震診断員による現地調査（立ち会いの上2時間程度の点検・確認）</li> <li>・耐震診断結果と一般的な補強アドバイスの提示</li> </ul>
豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金	<p>【対象となる建築物】</p> <p>町の無料耐震診断を受けて、判定値が1.0未満の結果が出た建物もしくは一般財団法人愛知県建築住宅センターが行った耐震診断の得点が80点未満の判定が出た建物</p> <p>【補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸あたり限度額100万円(耐震補強工事費(耐震改修に付帯する工事も含む。)及び改修設計費を合算した額とし、100万円または耐震補強工事費の80%のうち少ない額)</li> <li>・なお、建替えは補助対象ではありません。</li> </ul>
豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金	<p>一度に耐震改修を実施することができない住宅について、耐震工事を二段階に分けて行う場合に工事費の一部を補助する制度</p> <p>【対象となる建築物と補助限度額】</p> <p>1.一段目耐震改修工事</p> <p>町の無料耐震診断を受けて、判定値が0.4未満の結果が出た建物もしくは一般財団法人愛知県建築住宅センターが行った耐震診断の得点が40点未満の判定が出た建物で、補強計画に基づき、判定値を0.7以上1.0未満とする工事です。一戸当たり限度額は60万円です。</p> <p>2.二段目耐震改修工事</p> <p>一段目耐震改修工事を行った建物で、補助金の交付を受けた旧木造住宅について、判定値を1.0以上とする工事です。一戸当たり限度額は30万円です。</p>
豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金	<p>災害時の避難弱者(高齢者、障がい者)への耐震性の高いスペースを確保するため、耐震シェルターを整備する場合の補助</p> <p>【対象と補助限度額】</p> <p>昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅(戸建、併用住宅、長屋、共同住宅)で、かつ、障がい者または65歳以上の高齢者が居住する世帯を対象とします。補助は1戸あたり1基までで、限度額は30万円です。</p>

## (2) 住宅に係る耐震改修促進税制

耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（耐震改修費補助を実施している市町村に限ります。）、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。

本町では、愛知県と協力しながら、町民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう、耐震改修を行った住宅所有者に対して個別に説明するなどし、耐震化の促進を図ります。

※ **その他優遇措置**：平成19年10月1日より、耐震診断を受け、耐震性が確認されている建物や、耐震改修を行うことにより耐震性が確保された建物等、一定の基準を満たした建物に対しては、地震保険の割引が受けられるようになっています。詳細については、各損害保険会社に問い合わせください。

## 3. 低コスト耐震化工法の普及

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

そのなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。

この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。その協議会の活動として、工法評価委員会を開催し、耐震性が向上できる補強工法について、協議会として工法評価することとして

います。本町では、この協議会でPRされた工法等について、窓口相談の際に町民や業者に紹介しています。今後も愛知県と連携し、協議会の成果を受けて今後補助対象工法として認定されたもののPR・普及に努め、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に取り組めるように図ります。



愛知建築地震災害軽減システム研究協議会HP  
<http://www.aichi-gensai.jp/>

## 4. 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのためには、地域防災の核となる各小学校区の自主防災組織の活動をさらに活性化させていく必要があります。

本町はこうした組織に対して、防災教育、防災資機材の援助など、組織の自主性、独自性を尊重しながら、育成・強化の促進に努めます。

具体的には、町内の3小学校に防災倉庫を設置し、資機材とともに各自主防災会へ貸与しています。

## 5. 公的機関による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があります。この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

本町では、愛知県と連携し、愛知県住宅供給公社等を活用して共同住宅等の耐震化を図ります。

### 【参考:愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2030—】(抜粋)

#### ■住宅供給公社

愛知県住宅供給公社は、管理者（所有者）からの委託を受けて、住宅や共同住宅の耐震診断及び耐震改修を実施します。また、集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

## 6. 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、県計画では、県内にある特定優良賃貸住宅制度※を活用して供給された住宅について、住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、特定優良賃貸住宅等を仮住居としての活用を図ることとされています。本町では、これらの仕組みについて町民への周知を図ります。

※ 収入が一定の範囲内で、かつ自ら居住するための住宅を必要としている方に対し、地方自治体と国が家賃の一部を一定期間補助することにより、入居者の家賃負担を軽くする制度

### 【参考:愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2030—】(抜粋)

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅を仮住居として活用を図ります。

## 7. 豊山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知普及等の充実を図ることが重要であることから、「豊山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。

本プログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的としています。

# 第5章 建築物の耐震化促進

## 1. 町が所有する建築物の耐震化促進

本町が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、耐震化計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

### (1) 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年5月以前に建築された本町が所有する全ての建築物とし、旧耐震建築物で耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない建築物を含め、耐震化を実施します。

### (2) 対象建築物の現状

令和2年度末現在の耐震化の状況は、耐震診断を行った建築物13棟のうち、1棟が耐震化不要、12棟が耐震化済であり、耐震化未対応は存在しません。

なお、耐震未診断の建築物は、旧給食センターであり、当該施設については、同施設の利用が確定した時点で診断および改修の必要性を検討することとします。

表 耐震化計画対象町有建築物の耐震化状況

旧耐震 町有建築物	耐震診断状況内訳		耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数 (要診断)	耐震診断済 棟数	耐震化不要 棟数	耐震化済 棟数	耐震化未対応 棟数
14棟 (100%)	1棟 (7%)	13棟 (93%)	1棟 (7%)	12棟 (86%)	0棟 (0%)

令和2年度末現在

### (3) 耐震化計画

耐震診断実施済建築物については、平成20年度に新栄小学校校舎の改修を実施したことで完了しており、平成21年9月にその結果を公表しています。

## 2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物のうち、緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物については、愛知県が対象建築物を調査し、特定既存耐震不適格建築物の所在を把握するとともに、所有者に対しては、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信することとされています。また、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を行うこととされています。

本計画において本町が定めた地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物（第2章参照）については、本町が建築物の所有者等に所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信するとともに、耐震化の促進を誘導していきます。

## 3. 耐震改修の認定体制の整備（認定申請の促進）

### （1）耐震改修計画の認定

耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。

本町は愛知県や関係団体等と協力して、耐震診断の審査や耐震改修計画を評定する体制に関する情報提供やPRを通じて、認定申請しやすい環境整備の充実を図ります。

### （2）建築物の地震に対する安全性に係る認定

耐震改修促進法第22条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに実施していきます。

本町は愛知県と協力し、耐震化の促進を図ります。

### （3）区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修促進法25条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに実施していきます。

本町は愛知県と協力し、耐震化の促進を図ります。



## 4. 民間建築物の耐震化促進のための支援制度

### (1) 民間建築物の耐震化に対する支援策

愛知県では、民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うと共に、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の拡充を図っています。

また、国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、事業者が事務所やホテル等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震改修工事を行った場合の所得税・法人税の特例措置が「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」として創設され、事業用建築物の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになりました。

本町においても、町民等がこれらの補助制度や税制の特例措置を円滑に活用できるよう、愛知県と連携して耐震化の促進を図ります。

### (2) 耐震診断が義務付けられる建築物に係る耐震改修促進税制

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについては、耐震改修をした場合の所得税・法人税の特別償却や、既耐震改修をした場合の固定資産税の減額といった特別措置が講じられています。

本町は愛知県と協力し、町民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

### (3) 支援制度の普及啓発

特定既存耐震不適格建築物については、本町における耐震改修促進において、重点地区とともに最も耐震化を図るべき建築物であることから、緊急安全確認大規模建築物をはじめ特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、町職員が直接訪問する「耐震診断ローラー作戦」を積極的に展開するほか、ダイレクトメールによる通知等によって耐震改修支援制度の普及啓発に努めます。



# 第6章 計画達成に向けて

本計画では、耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のなかでも、特に災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進し、併せて多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物である公共建築物の耐震化目標を高く定め、重点的に耐震化を進めてきました。

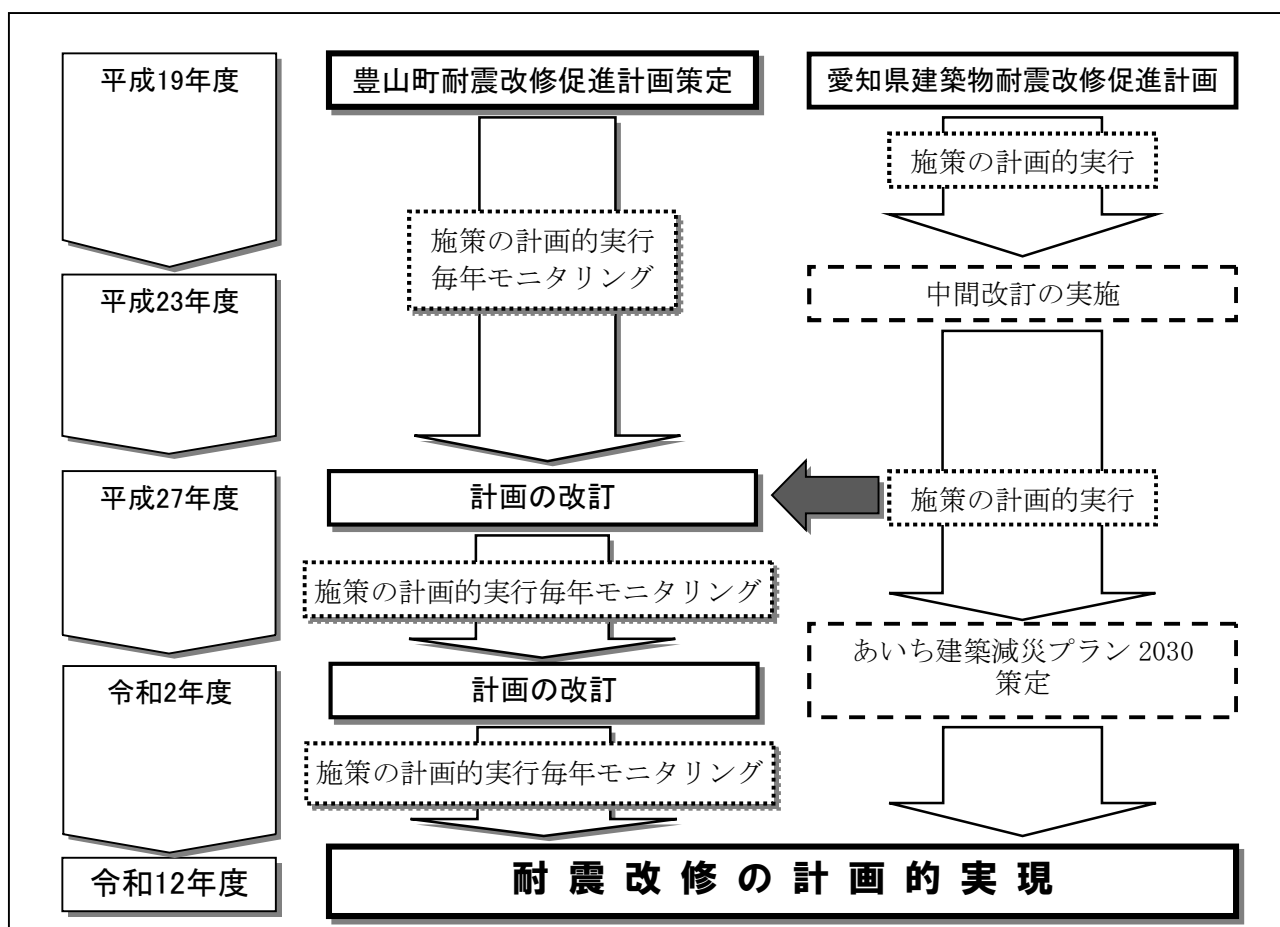
一方、住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を基に耐震化の進捗状況の確認を行っています。木造住宅の耐震化が遅れている状況にあります。

また、民間建築物については、所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物台帳等により進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図るものとしています。

この進捗状況の確認は、愛知県では所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとされています。特に愛知県では平成23年度に、耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、県計画として改訂を行っています。

本町では、国の方針や、愛知県の計画改訂を受け、計画内容の検証・改訂を総合的に実施するとともに、本計画に基づく耐震化の進捗状況及び達成状況を基本的に毎年モニタリングし、その結果も合わせて適正に計画改訂に反映することによる効率的かつ効果的な耐震化の促進を図っていくものとします。

<計画達成のための取り組みイメージ>





# 参考資料

## 1. 関係法令等

### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成七年十月二十七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成三十年六月二十七日法律第六十七号

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### （基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- （市町村耐震改修促進計画）
- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

## (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」については、平成18年1月26日 国土交通省告示第184号にて施行されたのち、平成25年及び平成30年の一部改正と合わせて、平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号にて改正

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。

さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるといった目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。

また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるといった目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

##### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

##### 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

##### 3 法に基づく指導等の実施



所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

#### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

#### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。

特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

#### 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。

特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。

このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実に努めることが望ましい。

#### 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

#### 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。

また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計され

ている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に

当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。

また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。

また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の

特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。

こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。

このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

## ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。

特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じて、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。

なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

## 2. 町の補助制度

### ○豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

平成 20 年 4 月 30 日  
告示第 32 号  
(令和元年 5 月 23 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する民間木造住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則(平成 23 年豊山町規則第 10 号)の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。)で階数が 2 階建て以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 町が実施する無料耐震診断(愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断に限る。)

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震(現地)診断

(3) 総合判定 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」による補強方法の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等(別表第 1 に定めるものに限る。)を含む改修工事をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者又は所有する者の同意を得た居住者であること。

(2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業は、旧基準木造住宅の所有者又は居住者が行う次に掲げる事業とする。ただし、当該事業に伴い他の補助を受ける場合を除く。

(1) 第 2 条第 2 号アにおいて総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を 1.0 以上とする耐震補強上有効な耐震改修工事。なお、耐震補強上有効な耐震改修工事とは、1.0 未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に 0.3 を加算した数値以上とする工事をいう。

(2) 第 2 条第 2 号イにおいて得点が 80 点未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を 1.0 以上とする耐震改修工事

2 耐震改修工事に係る補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。

(1) 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

(2) 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(補助金の額)

第 5 条 町長は、予算の範囲内において、1 戸当たり(長屋建て、共同建ての場合は 1 棟当たり)別表第 2 に定める補助金額を交付する。

(交付の申請及び決定)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出し、第 2 項の規定による交付決定を受けなければならない。ただし、申請者が当該補助金の対象となる旧基準木造住宅の所有者と異なる場合については、当該住宅の所有者の同意書を合わせて提出し、第 2 項の規定による交付決定を受けなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書(町が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。)
  - (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し(第2条第2号によるものに限る。)
  - (3) 耐震補強工事計画書のうち次に掲げる資料
    - ア 案内図及び平面図
    - イ 補強計画図その他補強方法を示す図書
    - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合判定(建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)
  - (4) 耐震改修工事費見積書(耐震補強工事、改修設計、附帯工事及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。  
(計画の変更等)
- 第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書(様式第3号)に前条第1項第3号及び第4号に掲げる書類のうち、計画変更に係るものを添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更
  - (2) 補助金の額の変更
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。
- 3 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書(様式第5号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、民間木造住宅耐震改修工事指示書(様式第6号)により申請者に指示する。  
(補助事業の中止又は廃止)
- 第8条 申請者は、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅耐震改修工事廃止(中止)届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。  
(完了実績報告)
- 第9条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 工事費請求書及び領収書の写し(領収書の写しについては、補助金交付後でも可)
  - (3) 工事写真(耐震改修工事の内容で施工箇所ごとに施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。
- 3 町長は、前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(様式第9号)により通知する。
- 4 第1項の規定による実績報告の提出の最終期日は、当該年度の3月31日とする。  
(補助金の額の確定)
- 第10条 町長は、前条第1項の規定により提出された実績報告書等の書類を審査し、適正と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書(様式第10号)により申請者に通知する。  
(補助金の請求及び交付)
- 第11条 申請者は、前条の通知書を受け取った日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出し、町長は、当該請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。  
(補助金の取消し等)
- 第12条 町長は、申請者が第9条第3項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 2 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- 3 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。
- 4 第2項の返還命令は、民間木造住宅耐震改修費補助金返還命令通知書(様式第13号)により行



うものとする。

(遅延利息)

第13条 前条第4項の規定による補助金の返還の通知を受けた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の整理)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年2月6日告示第2号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第33号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第13号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月30日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	付帯工事
調査	耐震一般診断・耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事管理	
総合判定において必要耐力(Qr)を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事 (土工事を含む)		・仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備などを含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事			・木造躯体工事(劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備などを含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして町長が認め工事

豊山町耐震改修促進計画

別表第 2(第 5 条関係)	
補助対象経費	第 4 条に規定する事業に要する経費(1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (各号ごとに、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。) (1) 耐震補強工事費(耐震改修に附帯する工事も含む。)及び改修設計費を合算した額とし、100 万円又は耐震補強工事費の 80%のうち少ない額を限度とする。 (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	助成額から、(2)の額を差し引いた額

## ○豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日  
告示第 11 号  
(令和元年 5 月 23 日施行)

(趣旨)

- 第 1 条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、比較的安価な費用で倒壊を防ぐ程度まで改修し、最終的には耐震化を促進するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則(平成 23 年豊山町規則第 10 号)の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家の別を問わない。以下同じ。)で階数が 2 階建て以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。  
ア 町が実施する無料耐震診断(愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断に限る。)  
イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震(現地)診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。  
ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値  
イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (4) 補強計画 前号のいずれかの基準により算定したもので、判定値を 1.0 以上とする計画をいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等(別表第 1 に定めるものに限る。)を含む改修工事をいう。
- (6) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を次の区分に分けて行う工事をいう。  
ア 一段目耐震改修工事 第 2 号アにおいて判定値が 0.4 以下又は同号イにおいて得点が 40 点以下と診断された旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする工事をいう。  
イ 二段目耐震改修工事 アの耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする工事をいう。

(補助の対象者)

- 第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。
- (1) 旧基準木造住宅を所有する者  
(2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者  
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(補助対象の工事)

- 第 4 条 補助対象は、第 2 条第 2 号において診断された旧基準木造住宅について、同条第 6 号の補強計画に基づく段階的耐震改修工事とする。

(補助金の額)

- 第 5 条 1 戸当たり(長屋又は共同住宅の場合は 1 棟当たり)の補助金額は、別表第 2 のとおりとする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

- 第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、段階的耐震改修工事に着手する前に、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書(様式第 1 号)に別に定める関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

- 第 7 条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定

を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更(軽微なものは除く。)
- (2) 補助金の額の変更
- (3) 補助対象者の変更

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後に段階的耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅段階的耐震改修工事廃止(中止)届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 補助対象者は、段階的耐震改修工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日までのいずれか早い期日までに、民間木造住宅段階的耐震改修工事完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し(施工業者の発行したものに限る。)
- (3) 工事写真(施工前・施工中・施工後など段階的耐震改修工事の内容が確認できるもの)
- (4) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面(建築士の記名押印があるものに限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 第9条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その理由を付して民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 第1項の返還命令は、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金返還命令通知書(様式第10号)により行うものとする。

(遅延利息)

第13条 前条第3項の規定による補助金の返還の通知を受けた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の保管)

第14条 補助対象者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和元年5月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。  
別表第1(第2条関係)  
補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	付帯工事
調査	耐震一般診断・耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事管理	
総合判定において必要耐力(Qr)を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事	・木造躯体工事 ・基礎工事 (土工事を含む)		・仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備などを含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事			・木造躯体工事(劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 (建築設備などを含む。) ・撤去部分の復旧工事(造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に付帯するものとして町長が認める工事

別表第2(第5条関係)

補助対象経費	第4条に規定する事業に要する経費(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (1) 一段目耐震改修工事にあつては ア 耐震補強工事費(付帯工事費含む。)のうち50万円を限度とする額 イ 改修設計費の3分の2。ただし、10万円を限度とする。 (2) 二段目耐震改修工事にあつては ア 耐震補強工事費の23%。ただし、30万円を限度とする。 イ 工事監理費の3分の2。ただし、10万円を限度とする。 ウ 付帯工事費のうち30万円。ただし、ア及びイの額と合計して30万円を超えない額を限度とする。 エ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	(1) 一段目耐震改修工事にあつては 上欄(1)の合計額。ただし、過去に豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱(平成28年豊山町告示第20号)による補助を受けた場合は、当該補助額を引いた額とする。 (2) 二段目耐震改修工事にあつては 上欄(2)の合計額から、エの額を差し引いた額

○豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日  
告示第 12 号  
(令和元年 5 月 23 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者、障害者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則(平成 23 年豊山町規則第 10 号)の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家の別を問わない。以下同じ。)で階数が 2 階建て以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 町が実施する無料耐震診断(愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断に限る。)
  - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震(現地)診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (4) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であって、地震時に住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱に定める耐震シェルター又は町長が認めるものをいう。
- (5) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。
- (6) 高齢者 申請する年の年度末時点で 65 歳以上の者をいう。
- (7) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅で、かつ、障害者又は高齢者が居住する世帯であること。
- (2) 前条第 2 号アにおいて判定値が 0.4 以下又は同号イにおいて得点が 40 点以下と診断されていること。
- (3) この告示による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。
- (4) 過去に豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成 20 年豊山町告示第 32 号)又は豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱(平成 28 年豊山町告示第 11 号)の補助金その他これらに準ずるものの交付を受けたことのある住宅でないこと。

(補助の対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者(現にその対象住宅に居住する者で、所有者の同意が得られる者を含む。)
- (2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(補助の制限)

第 5 条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、対象住宅 1 戸当たり 1 基とする。

(補助金の額)

第 6 条 1 基当たりの補助金額は、別表のとおりとする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契

約を締結する前に、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書(町が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。)
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条によるものに限る。)
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写しなど第3条第1号の要件が確認できる書類
- (4) 案内図及び平面図(整備予定場所を明記したもの)
- (5) 整備予定場所の写真
- (6) 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合、民間木造住宅耐震シェルター整備施工同意書(様式第2号)
- (7) 耐震シェルター整備に要する費用の見積書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認申請書(様式第4号)に変更内容が分かる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の変更が生じる整備内容の変更
- (2) 申請者の変更

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震シェルターの整備の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業廃止(中止)届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第10条 補助対象者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業完了実績報告書(様式第7号。以下「完了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター整備に要する費用の請求書又は領収書の写し(施工業者が発行したものに限る。)
- (3) 耐震シェルターの整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の完了実績報告書及び添付書類は、当該整備の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助対象者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める事由が生じたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その理由を付して民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。
  - 3 第1項の返還命令は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金返還命令通知書(様式第11号)により行うものとする。

(遅延利息)

第14条 前条第3項の規定による補助金の返還の通知を受けた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めたときは遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の保管)

第15条 補助対象者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和元年5月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補強工事等

別表(第6条関係)

整備装置	補助限度額
耐震シェルター	30万円(補助対象経費が30万円を下回る場合は、当該経費の額とする。)



## ○豊山町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成 30 年 9 月 5 日  
告示第 40 号  
(令和元年 5 月 23 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則(平成 23 年豊山町規則第 10 号)の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀(門柱を含む。)で道路等からの高さが 1メートル以上かつ組積造の部分が 80センチメートル以上のものをいう。
- (2) 撤去 既存のブロック塀等の高さを 50センチメートル未満(既存のブロック塀等が 50センチメートル以上の擁壁等の上部に設置されている場合にあつては、零)にすることをいう。
- (3) 道路等 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条に規定する道路又は一般の用に供している不特定多数の者が通行する道をいう。
- (4) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) ブロック塀等を所有する個人又は法人(以下「所有者」とする。)であること。
- (2) 補助金の交付申請日において、町税を滞納していないこと。
- (3) 豊山町暴力団排除条例(平成 24 年豊山町条例第 2 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者
- (4) 次条に規定する補助対象事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されていない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、町内に存するブロック塀等の所有者が道路等及び公共施設の敷地に面する全てのブロック塀等を撤去する工事とする。ただし、法第 42 条に規定する道路内に存するブロック塀等は、地表面より上部に存するブロック塀等を全て除去する工事とする。

2 補助金の交付は、一団の土地につき 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に 1メートル当たり 1 万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2 分の 1 の額とし、10 万円を限度とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び決定)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該撤去工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 撤去工事の内容を表した図面及び写真等
- (3) 撤去工事費の見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知する。

(計画の変更等)

第 7 条 申請者は、申請内容又は補助金の額に変更があるときは、あらかじめブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(様式第 3 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更場所の案内図
- (2) 変更の内容を示した図面等
- (3) 変更後の見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(事業の廃止又は中止)

第8条 申請者は、ブロック塀等撤去工事の廃止又は中止をしようとする場合は、速やかにブロック塀等撤去工事廃止(中止)届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書(様式第6号。以下「完了実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書及び領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の完了実績報告書を当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定により提出された完了実績報告書等の書類を審査し、適正と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内にブロック塀等撤去費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出し、町長は、当該補助金交付請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 第9条第2項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(申請者の責務)

第13条 申請者は、撤去工事の完了以後、撤去跡地を含む一団の土地内の道路等に接する場所を安全で良好な状態に保つため、倒壊等による事故の発生のおそれのある垣、柵、塀等を新たに設置しないよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(補助金の額に関する経過措置)

2 平成30年10月1日から令和4年3月31日までの間において、小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀等の撤去に係る補助金の額については、第5条中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「10万円」とあるのは「15万円」とする。

附 則(令和元年5月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。別表(第6条関係)

令和2年度 豊山町耐震改修促進計画

発行／豊山町

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260

TEL (0568) 28 - 0001 (代表)

編集／豊山町 産業建設部 産業・都市政策課

発行日／令和3年3月